



風説の流布 (ふうせつのるふ)

常任理事・情報広報部長 中川俊男

1月23日夜、東京地検特捜部はライブドアの堀江貴文社長を逮捕しました。容疑は証券取引法で禁止されている「偽計取引」と「風説の流布」です。堀江容疑者は、昨年の総選挙では郵政民営化法案に反対した亀井静香氏への刺客として、自民党の強力な支援を得て広島6区から立候補するなど時代の寵児ともてはやされてきましたが、逮捕の翌日からは世間の厳しい批判にさらされています。今月のキーワードはこの「風説の流布」を取り上げました。

株価の動きを操作する目的で、「デタラメな情報やうわさ」(風説)を流すことは、証券取引法158条で禁止されています。そうした情報などを信じて投資した投資家に損害を被らせ、株式市場の信頼性や健全性を阻害するため、違反した場合は、それによる利益が没収され懲役や罰金が科せられます。ライブドアは同社の株価を上げるために、実際には赤字であった決算を黒字と発表するために粉飾総額90億円の経理操作をした疑いがもたれています。この赤字決算を黒字というデタラメな情報を流すことにより、市場を欺いて株価を上げようとしたことが「風説の流布」に当たるというものです。

過去にも、1997年に山一証券や北海道拓殖銀行など大型金融機関の破綻が相次ぎ、一部の銀行、証券会社、商社、建設会社などに

いて根拠のないうわさ(風説)が流れ、株価が急落し、風説の流布に当たるのではないかとして証券取引等監視委員会が調査する事態がありました。



似たような言葉に「風評被害」があります。風評は巷の評判やうわさですが、「うわさによって生じた被害」が風評被害です。うわさは、人物や物事について陰で話すことですので、当事者に直接、事実を確認したわけではなく、何の根拠もない誤った無責任な情報や、意図的に言いふらすデマ、流言や飛語が含まれます。有名な事例としては病原性大腸菌O157の原因がカイワレ大根ではないかとの風評がおこり栽培農家が大損害を受けたのは記憶に新しいところです。一方で、「火のないところに煙は立たない」という国民の心理も風評被害を一層大きくする要因になります。



今年4月1日の日本医師会長選挙に向けて、選挙活動が始まりましたが、風説の流布や風評被害の類で権威ある日本医師会の歴史に汚点を残さないようにしたいものです。